

政令第百七十号

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）第三条第二項第二号、第四条第二項及び第七項、第五条第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第十二条第一項及び第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「書面」を「書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十九条において同じ。）を使用する方法による提供。以下同じ。）」に改める。

第七条第一項第二号中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改める。

第八条第一号及び第十条第一項第二号中「書面により」を「記載した書面の交付によりこれらの事項を」に改める。

第十一条第三項中「書面」を「書面の交付」に改める。

第十二条第一項第一号口中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改め、同項第三号及び第四号口中「書面により」を「記載した書面の交付によりこれらの事項を」に改める。

第十四条第一項第二号口中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改め、同項第三号及び第四号口中「書面により」を「記載した書面の交付によりこれら的事項を」に改める。

第十五条中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改める。

第十六条第一号口中「書面により」を「記載した書面の交付により当該事項を」に改め、同条第二号及び第四号口中「書面により」を「記載した書面の交付によりこれら的事項を」に改める。

第十九条中「質問票を交付し」を「質問票の交付（当該質問票の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあつては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供）をし」に改め、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第二十条中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「及び同意」を削り、「書面」を「法第十二条第三項各号に掲げる事項を記載した書面の交付」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十二条第三項の規定による同意は、その旨を記載した書面の交付により行うものとする。

附 則

この政令は、令和三年七月一日から施行する。